

3 階直結給水に係る管理要綱

3 階直結給水に係る管理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、受水槽を設置せず、3階給水栓まで直結給水する場合（以下「直結給水」という。）の給水装置について必要な事項を定めるものとする。

(管理の基本)

第2条 直結給水をする場合の給水装置は、別に定める3階直結給水設計基準（以下「設計基準」という。）に基づき管理を行うものとする。

(水道使用に係る事項)

第3条 水道使用に関する諸届け及び水道料金に関しては、青森市水道事業条例（平成17年青森市条例第223号）及び青森市水道事業条例施行規程（平成17年青森市水道部管理規程第27号）の定めるところによる。

(誓約書の遵守)

第4条 所有者は、直結給水の給水装置の新設等の申込みを行うときは、この要綱で定める事項の遵守について、公営企業管理者（以下「管理者」という。）に誓約書（様式第1号）を提出するものとする。

(所有者等の責務)

第5条 所有者は、直結給水建築物の譲渡又は貸借を行うときは、あらかじめこの要綱で定める事項について、譲渡人又は借受人に通知し、その承諾を得なければならない。譲渡する場合は、継承人と連名のうえ管理者に誓約書（様式第1号）を提出するものとする。

(改造工事等)

第6条 所有者は、直結給水建築物の改築工事等に伴う給水装置の改造工事を施行する場合は、事前に管理者と協議のうえ行うものとする。

2 所有者は、直結給水から受水槽式給水方式に変更しようとするときは、事前に管理者と協議のうえ行うものとする。

3 改造工事等を施行する場合に、利害関係人等から異議の申立て又は苦情等が生じた場合は、所有者の責任において処理するものとする。

(維持管理等)

第7条 給水装置は所有者の財産であり、維持管理は所有者が行うものとする。

2 所有者は、3階に水圧不足が生じた場合は、加圧装置等を設置し水圧不足を補うものとする。

(立入検査)

第8条 管理者は、必要と認めるときは直結給水建造物の給水装置について、設計基準に基づき検査を行い、不適合箇所については直ちに所有者に改善を命ずるものとする。

2 前項において、所有者は改善工事等を速やかに施行し、管理者に報告するものとする。

(実態調査)

第9条 管理者は直結給水の適用を受けている使用者の円滑な給水を確保するため、随時実態調査を行うことができる。

附則

(実施期間)

1 この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の日の前日までに、合併前の3階直結給水に係る管理要綱(平成11年実施)の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附則

(実施期間)

この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

附則

(実施期間)

1 この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の日の前日までに、3階直結給水に係る管理要綱(平成18年4月1日実施)の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附則

(実施期間)

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

附則

(実施期間)

この要綱は、令和3年10月1日から実施する。

年 月 日

青森市公営企業管理者 様

所有者 住 所

氏 名 ※

※本人が手書き（自署）しない場合は、記名押印してください。

誓 約 書

年 月 日付け給水装置新設等の申込みに係る3階直結給水について、
「3階直結給水に係る管理要綱」を遵守することを誓約いたします。

なお、同管理要綱により下記のとおり届け出します。

記

1 設置場所

2 建築物名

3 承 継

(新)所有者 住 所

氏 名 印

(旧)所有者 住 所

氏 名 印

承継年月日 年 月 日